

ご購入者様各位

不正改造防止ガイドブック（第3版）追加解説

前略

弊社出版物「不正改造防止ガイドブック（第3版）」について、下記のとおり追加解説を致します。

草々

記

ページ	P.60 ~ P.62
概要	<ul style="list-style-type: none">▪ エアロパーツの基準は全年式に適用されている。▪ しかし、平成21年1月1日以降に製作された自動車であって「外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラに準ずる性能を有するもの」であれば「最前端的禁止等」の基準は適用されない。
詳細	<ul style="list-style-type: none">▪ 平成21年1月1日以降に製作された自動車、すなわち外装の技術基準が適用されている自動車については、次に掲げる突起を有していないエア・スポイラ（取付部を含む）であれば、「外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラに準ずる性能を有するもの」であるとされ、基準に適合していると判断される。<ul style="list-style-type: none">①突起の形状（R要件） 突出量が5mm以上かつ曲率半径2.5mm未満のもの（エア・スポイラの基準における「角部」と同じ）②突起があってはいけない範囲 フロアラインより上～地上2.0mの範囲であって、直径100mmの球体が接触する箇所▪ 平成21年1月1日以降に製作された自動車であって、上記に掲げる突起を有していないエア・スポイラ（取付部を含む）については、次に掲げる基準が適用されないことになる。<ul style="list-style-type: none">① P.60 車枠及び車体②（リップ&リヤアングスポイラー） 最前端・最後端禁止② P.61 ~ 62 車枠及び車体②（リヤスポイラー、GTウイング） 最後端・最外側・ウイングの禁止